

別表第 2（第 4 条関係）

配慮事項

配慮を要する項目	配慮すべき事項
<p>1 防災及び安全対策に関すること。</p>	<p>(1) 土地の形質変更は，最小限とすること。</p> <p>(2) 土地の形質変更により，盛土や切土が生じ，土砂災害が懸念される区域は，擁壁，石張り，吹付け，のり枠，のり面排水等によるのり面等の保護措置を講じ，土砂の流出を防止する対策を講じること。</p> <p>(3) 雨水排水は，降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策を講じること。</p> <p>(4) 湧き水がある場合は，地下排水管を設置するなど適切な措置を講じること。</p> <p>(5) 崖地の近隣に設置する場合は，崖肩からの離隔や崖肩沿いの排水などによって，崖地の崩落防止対策を講じること。</p>
<p>2 生活環境の保全に関すること。</p>	<p>(1) 住宅地に近接する又は公道に接する場合において，圧迫感，騒音，熱，反射等に配慮し，敷地境界から後退し，植栽を設けて遮蔽するなどの対策を講じること。</p> <p>(2) 樹木等の伐採を行う場合は，既存樹木を生かすなど最小限の伐採に抑え，良質な自然環境を著しく損なわない対策を講じること。</p> <p>(3) 工事を行う場合は，大型車両及び関係車両の通行並びに重機等の使用に伴う振動，騒音，粉塵等による被害を周辺に及ぼさないよう必要な措置を講じること。</p> <p>(4) 周辺を通行する歩行者，一般車両，隣地家屋等の安全の確保に努めること。</p>
<p>3 町内会及び近隣関係者に関する</p>	<p>(1) 事業の案内看板を設置し，事業内容の周知を図ること。</p>

<p>ること。</p>	<p>(2) 町内会から要望があった場合は，説明会を開催すること。</p> <p>(3) 町内会又は近隣関係者から要望が寄せられた場合は，事業に取り入れるよう努めること。</p> <p>(4) 事業に関する苦情が寄せられたときは，誠意を持って速やかに対応すること。</p>
<p>4 発電設備を設置した後の維持管理に関すること。</p>	<p>(1) 事業者は，「①事業区域の所在地及び面積，②事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にある場合は，その名称，代表者の氏名及び事務所の所在地）③緊急時の連絡先，④発電設備の総発電出力及び運転開始日⑤発電事業期間⑥看板の設置年月日」を表記した看板を敷地内の見やすい場所に設置し，定期的な保守点検を実施すること。</p> <p>(2) 発電施設内に事業関係者以外が安易に立ち入ることがないようにフェンス等を設置するなどの安全対策を講じること。</p> <p>(3) 敷地内の樹木の^{せん}剪定，除草，清掃等を計画的に実施し，周辺環境に影響を及ぼすことのないよう対策を講じること。この場合において，周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は，速やかに対処すること。</p> <p>(4) 除草剤や農薬の使用に当たっては，適正な散布を心掛け，散布の日時等を事前に町内会，近隣関係者及び関係機関へ周知を図り，周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。</p> <p>(5) 自然災害等により発電施設が破損したときは，速やかに復旧又は撤去をすること。この場合において，発電施設の撤去や廃止をするときは，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号），建設工事に係る資材</p>

	の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等の関係法令に基づき事業者の責任において適切な処理をすること。
--	---

※ 上記配慮事項を町内会及び近隣関係者に説明し，理解を得た上で工事に着手すること。